

加古川市訪問介護利用者負担額助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第14項に規定する夜間対応型訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」という。）の利用について、低所得者に対し訪問介護利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。）を交付し、利用者負担額の軽減を図ることにより、当該低所得者の生活の安定及び介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する認定証を交付する者は、本市の介護保険の被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下「被保険者」という。）で、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護の利用について、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第27条に規定する境界層該当者として定率負担額が0円となっているものであって、次のいずれかに該当する者（以下「減額資格者」という。）とする。

(1) 65歳に達する日のおおむね1年間に、障害者施策によるホームヘルプサービスにより、障害者としてホームヘルパーの派遣を受けていた者であって、65歳に達したことで法第9条第1号に定める被保険者となり、かつ要支援又は要介護の状態となった者

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に定める特定疾病により、要支援又は要介護の状態となり、かつ法第9条第2号に定める被保険者となった者

2 前項の規定は、他の地方公共団体において、本市と同様の認定証の交付を受けていた被保険者について準用する。

(申請)

第3条 認定証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者負担額減額認定申請書を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査し、減額資格者に該当することを確認したときは、訪問介護利用者負担額減額決定通知書により申請者に結果を通知するとともに有効期限を定めた認定証を交付するものとする。

(認定証の有効期限)

第5条 認定証の有効期限は、申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する月

の初日から当該申請日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。ただし、申請日が4月1日から6月30日までの間の場合にあつては、当該申請日の属する年度の6月30日までとする。

2 認定証の交付を受けた者（以下「減額認定者」という。）は、認定証の有効期限の満了後も助成を受けようとするときは、有効期限が到来する30日前から5日前までの間に改めて第3条の規定による申請をしなければならない。

（認定証の提示）

第6条 減額認定者は、訪問介護等のサービスを受ける場合は、その都度、訪問介護等のサービスを提供する事業者に対して認定証を提示しなければならない。

（変更届）

第7条 減額認定者は、認定証に記載された事項及び減額資格者の要件に係る事項について変更があつたときは、変更のあつた日から14日以内に市長に届けなければならない。

（認定証の返還）

減額認定者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 第2条第1項に規定する減額資格者に該当しなくなったとき。
- (3) 認定証の有効期限を経過したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反し、市長が認定証の返還を求めたとき。

（助成する訪問介護利用者負担額及び支給）

第9条 訪問介護等の利用に対し助成する訪問介護利用者負担額は、訪問介護等サービス費用額の100分の10に相当する額とする。

2 減額認定者が、指定訪問介護事業者から訪問介護等のサービスを受けた場合には、市長は、前項の規定により減額認定者に助成すべき訪問介護利用者負担額の限度において、減額認定者が受けた当該訪問介護等のサービスについて指定訪問介護事業者に支払うべき費用を、当該減額認定者に代わり指定訪問介護事業者に支払うものとする。

3 前項の規定により指定訪問介護事業者に訪問介護利用者負担額を支払つたときは、当該訪問介護等のサービスを受けた減額認定者に対し、訪問介護利用者負担額の助成があつたものとみなす。

（審査・支払事務の委託）

第10条 市は、前条第2項の規定により、指定訪問介護事業者に支払うべき額の審査及び支払事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（助成額の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、訪問介護利用者負担額の助成を受けた者に対し、その助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第12条 訪問介護利用者負担額の助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはなら

ない。

(損害賠償との調整)

第13条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、減額認定者がその者から第9条に規定する訪問介護等のサービスに要した費用に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部又は一部を助成せず、又はすでに助成した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(減額認定証の再交付)

第14条 減額認定者は、交付を受けた減額認定証を破り、汚し、又は失ったことにより減額認定証の再交付を申請する場合は、介護保険被保険者証等再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めがあるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。